

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	生化学工業株式会社		コード	4548
提出日	2024/5/22	異動(予定)日	2024/6/21	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案を付議するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	南木 みお	社外取締役	○													○		有
2	杉浦 康之	社外取締役	○													○		有
3	松尾 信吉	社外監査役	○													○		有
4	丸山 貴之	社外監査役	○													○		有
5	三谷 和歌子	社外監査役	○													○		有
6	林 秀樹	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		南木みお氏は、司法分野において長年培った豊富な経験や弁護士としての企業法務に関する識見をもとに、積極的に助言・提言を行い、社外取締役としての重要な役割を果たしてきました。加えて、指名・報酬委員会の委員として、取締役及び監査役候補者の選定、取締役報酬等の決定、取締役会が備えるべきスキルの特定等について、関与・監督しています。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から経営を適切に監督することができるものと判断し、社外取締役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
2		杉浦康之氏は、総合商社において長年にわたり米国・カナダを中心とした企業経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い識見をもとに、積極的に助言・提言を行い、社外取締役としての重要な役割を果たしてきました。加えて、指名・報酬委員会の委員として、取締役及び監査役候補者の選定、取締役報酬等の決定、取締役会が備えるべきスキルの特定等について、関与・監督しています。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から経営を適切に監督することができるものと判断し、社外取締役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
3		松尾信吉氏は、公認会計士として長年積み上げた財務及び会計に関する専門的な識見をもとに、積極的に助言・提言を行い、社外監査役としての重要な役割を果たしてきました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務の執行を適切に監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
4		丸山貴之氏は、弁護士としての企業再編、事業再生、国際契約を中心とした専門的な識見をもとに、積極的に助言・提言を行い、社外監査役としての重要な役割を果たしてきました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務の執行を適切に監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
5		三谷和歌子氏は、弁護士として医療分野のガバナンスや医療行政に加え、労働問題を中心とした企業法務に関する豊富な識見をもとに、積極的に助言・提言を行い、社外監査役としての重要な役割を果たしてきました。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務の執行を適切に監督することができるものと判断し、社外監査役に選任しています。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。
6		林秀樹氏は、企業経営に関する豊富な識見を有していることに加え、金融機関における勤務経験により財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員の独立性基準を満たしていることから、株主共同利益の観点を含む客観的な立場から取締役の職務の執行を適切に監督することができるものと判断します。同様の理由から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたします。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。